

別紙様式 4

随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量  | 契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                        | 契約を締結した日   | 契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号  | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由  | 予定価格 | 契約金額      | 落札率 | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|---------------|---|------------|---|--|------|-----------|-----|----------|---------|---------------|---------|----|
|               |   |            |   |  |      |           |     |          | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応札・応募者数 |    |
| P C B 廃棄物処理業務 | 森林総合研究所<br>多摩森林科学園長 山田茂樹<br>(東京都八王子市廿里町<br>1833-81) | 平成30年7月30日 | 中間貯蔵・環境安全事業<br>株式会社北海道P C B 処<br>理事業所<br>(北海道室蘭市仲町14番<br>地7)<br>2010401053420 | 会計規程第40条第1項第1号<br>契約事務取扱要領「随意契<br>約の基準」1-(1)<br>契約の相手方が法令等の規<br>定により明確に特定される<br>ものであるとき。 | —    | 2,479,680 | —   | —        | —       | —             | —       | —  |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。